

社  
員  
の  
手  
当  
に  
関  
し  
て

而して職工側委員、技工長其他重立者ニシテ當初ヨリ穩健ナル方法ヲ以テ交渉ヲ進メ平和裡ニ解決ヲ告グル方針ニテ局外者ノ介在ヲ欲セカリヲ以テ今後不穩ノ行動ニ出ツルカ如クハ萬クランモ引續ク注意視察中

一 一方社員側（大森工場）ニ於テモ寄々協議ヲ為シタルモノ、如ク廿九日礦潭技師長（工場長）ノ許諾ヲ、要求ヲ提出シタルカ

二 特別手当ヲ復活スルコト

三 自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ハ月結三ヶ月分ノ外勤続六ヶ月毎ニ月結一ヶ月分ヲ増シ支給スルコト

三 會社ノ都合ニ依リ退職セシムル場合ハ月

結一ヶ月分ヲ増シ支給スルコト

昨日午後五時代表者トシテ川島健ニ外十一名本社ニ赴キ社長其他ノ幹部ニ會見全車線ヲ懇願セルカ會社側ハ職工側ニ對スルト全線ニ田舎ヲ映ハ互ニ考慮ヲ遂ケ明日（本月）午後四時ヨリ本社ニ於テ再ヒ會見スルコト

トナリ全七時退出セリ